

府中市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 8 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 39 号

府中市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

府中市建築基準法施行細則（平成 7 年 3 月府中市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告) 第 4 条の 2 法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関 （以下「指定確認検査機関」という。）は、 <u>法第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 4 項（これらの規定を法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）</u> に規定する確認を受けた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事 施工者の変更又は選任の届出を受けたときは、速やかに市長に報告 しなければならない。	(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告) 第 4 条の 2 法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関 （以下「指定確認検査機関」という。）は、 <u>法第 6 条の 2</u> （法第 87 条第 1 項、 <u>第 87 条の 2</u> 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項にお いて準用する場合を含む。）に規定する確認を受けた建築物等の建 築主等、工事監理者又は工事施工者の変更又は選任の届出を受けた ときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(確認申請書に添付する図書及び調書)

第6条 省 略

2 省 略

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第2条第1項第2号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(当該住宅が建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能(同項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)を有するものである設計住宅性能評価書に限る。)又はその写し

(2) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第3号の規定が適用され

(確認申請書に添付する図書及び調書)

第6条 省 略

2 省 略

【追 加】

る場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第7条(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定通知書若しくはその写し又は住宅品確法第6条の2第5項に規定する長期使用構造等の確認書若しくはその写し

4 前項各号に掲げる図書については、確認申請書を提出した建築主事に提出しなければならない。

5 第3項各号に掲げる図書を確認申請書と併せて提出できない場合又は提出が困難と見込まれる場合にあつては、宣言書(第6号様式の2)の提出により前項の規定による提出に代えることができる。

(建築工事施工計画の報告)

第13条 法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物(木造以外のものに限る。)のうち、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事の施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該工事に着手する前に、建築工事施工計画報告書(第12号様式)に、市長が別に定めるところにより記載した書類を添えて、市長に工事の施工計画を報告しなければならない。

【追加】

(建築工事施工計画の報告)

第13条 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、地階を除く3以上の階数を有するもので延べ面積が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事の施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該工事に着手する前に、建築工事施工計画報告書(第12号様式)に、次の表の(ア)欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添えて、市長に工事の施工計画を報告しなければならない。

【削 除】

	(ア)	(イ)
	建築材料の種類	事項
1	鉄骨	(1) 鋼材等の規格及び試験計画 (2) 鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (5) コンクリートの試験計画及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生計画
3	鉄筋	(1) 鉄筋の規格及び試験計画 (2) 鉄筋の継手工法、施工計画及び当該継手工法の工事施工者の氏名 (3) 鉄筋継手の試験計画及び試験機関の名称

2 前項の場合において、当該建築物の工事が次の表の（ア）欄に掲げる工事を含むときは、同欄に掲げる工事の種類ごとに、同表（イ）

【削 除】

欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添付しなければならない。

	(ア)	(イ)
	工事の種類	事項
<u>1</u>	<u>軽量コンクリート工事</u>	<u>(1) 軽量コンクリートの使用箇所</u> <u>(2) 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称</u> <u>(3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件</u> <u>(4) 軽量コンクリートの製造方法</u> <u>(5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み計画</u> <u>(6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生計画</u>
<u>2</u>	<u>溶接工事</u>	<u>(1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格</u> <u>(2) 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別</u> <u>(3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備</u> <u>(4) 溶接工の技量資格</u> <u>(5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工方法及び所要条件</u> <u>(6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の方法</u>

【削 除】

(事故に係る報告)

第13条の2 省 略

2 前項の事故が発生したときは、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに設計者、工事監理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、速やかに事故報告書（詳細）（第12号様式の3）により、事故の詳細を市長に報告しなければならない。

3～4 省 略

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第15条の3 規則第4条第1項第6号(規則第8条の2の2におい

3	高力ボルト接合工事	<u>(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名</u> <u>(2) 高力ボルトセットの製造者の氏名</u> <u>(3) 高力ボルトセットの種類</u> <u>(4) 摩擦係数その他の所要条件</u> <u>(5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締付け方法その他の施工方法及び所要条件</u> <u>(6) 高力ボルトセットの品質及び検査方法</u> <u>(7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の方法</u>
---	-----------	---

(事故に係る報告)

第13条の2 省 略

2 前項の事故が発生したときは、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに設計者、工事管理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、速やかに事故報告書（詳細）（第12号様式の3）により、事故の詳細を市長に報告しなければならない。

3～4 省 略

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第15条の3 規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第13項に

て準用する場合を含む。)及び規則第4条の8第1項第4号(規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(第16号様式の2)(一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上の建築物の場合に限る。)及び次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第18条第20項の規定による完了検査又は法第7条の3第1項若しくは第18条第28項の規定による中間検査の場合 試験、検査その他の施工の状況について市長が別に定めるところにより記載した書類

【削 除】

において準用する場合を含む。)及び規則第4条の8第1項第4号(規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(第16号様式の2。地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の3)及び次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第18条第16項の規定による完了検査又は法第7条の3第1項若しくは第18条第19項の規定による中間検査の場合 次の表の(ア)欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

	(ア)	(イ)
	<u>建築材料又は 工事の種類</u>	<u>事項</u>
1	鉄骨	(1) <u>鋼材等の規格及び試験結果</u> (2) <u>鉄骨加工工場の名称及び種別</u>
2	コンクリート	(1) <u>コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質</u> (2) <u>レディミクストコンクリートの製造会社及びそ</u>

【削 除】

		<u>の工場の名称</u> <u>(3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件</u> <u>(4) コンクリートの打込み方法及び打込み結果</u> <u>(5) コンクリートの試験結果及び試験機関の名称</u> <u>(6) コンクリートの施工条件及び養生方法</u>
<u>3</u>	鉄筋	<u>(1) 鉄筋の規格及び試験結果</u> <u>(2) 鉄筋の継手工法、施工結果及び当該継手工法の工事施工者の氏名</u> <u>(3) 鉄筋の継手の試験結果及び試験機関の名称</u>
<u>4</u>	木材	<u>(1) 木材の種類及び等級</u> <u>(2) 接合金物の種類及び規格</u>
<u>5</u>	軽量コンクリート工事	<u>(1) 軽量コンクリートの使用箇所</u> <u>(2) 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称</u> <u>(3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件</u> <u>(4) 軽量コンクリートの製造方法</u> <u>(5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み結果</u> <u>(6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生方法</u>

【削 除】

(2) 法第7条の2第1項若しくは第18条第23項の規定による完了検査又は法第7条の4第1項若しくは第18条第32項の規定

6	<u>溶接工事</u>	<u>(1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格</u> <u>(2) 溶接工事施行者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別</u> <u>(3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備</u> <u>(4) 溶接工の技量資格</u> <u>(5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び所要条件</u> <u>(6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果</u>
7	<u>高力ボルト接合工事</u>	<u>(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名</u> <u>(2) 高力ボルトセットの製造者の氏名</u> <u>(3) 高力ボルトセットの種類</u> <u>(4) 摩擦係数その他の所要条件</u> <u>(5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締付け方法その他の施工方法及び所要条件</u> <u>(6) 高力ボルトセットの品質及び検査結果</u> <u>(7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果</u>

(2) 法第7条の2第1項の規定による完了検査又は法第7条の4第1項の規定による中間検査の場合 第13条第1項に規定する建

による中間検査の場合 第13条に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し（地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。）並びに試験、検査その他の施工の状況について市長が別に定めるところにより記載した書類

2 省 略

3 省 略

- (1) 法第6条第1項及び第18条第2項（法第87条の4において準用する場合を含む。）に規定する建築物に設ける建築設備（次号に掲げる昇降機を除く。） 建築設備工事監理状況報告書（第16号様式の4。地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の5）並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

(2)～(3) 省 略

- (4) 建築物省エネ法第10条第1項に規定する建築物 次のアからケまでに掲げる区分に応じ、当該アからケまでに定める書類

築工事施工計画報告書及び添付書類の写し（地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。）並びに前号の表の（ア）欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の（イ）欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

2 省 略

3 省 略

- (1) 法第6条第1項及び第18条第2項（法第87条の2において準用する場合を含む。）に規定する建築物（法第7条の5の適用を受ける法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）に設ける建築設備（次号に掲げる昇降機を除く。） 建築設備工事監理状況報告書（第16号様式の4。地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の5）並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

(2)～(3) 省 略

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「建築物省エネ法」という。）

ア 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。以下同じ。)により確認済証の交付又は建築物省エネ法第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(仕様基準用)(第16号様式の8)及び市長が別に定める書類

イ 仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能(基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱還流率及び冷房期の平均日射取得率)をいう。以下同じ。)を仕様基準若しくは誘導仕様基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。)により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)に規定する基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ

第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める書類

【追加】

(1)若しくは第10条第2号イ(1)に規定する基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(仕様・計算併用法用)(第16号様式の9)及び市長が別に定める書類

ウ 標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(標準計算法用)(第16号様式の10)及び市長が別に定める書類

エ 標準入力法等(基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)(第16号様式の11)及び市長が別に定める書類

【追加】

ア 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準により評価する方法をいう。)により建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)(第16号様式の8)及び市長が別に定める省エネ基準工事監理状況報

オ モデル建物法(基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合 次に掲げるいずれかの報告書及び市長が別に定める書類

(7) 省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)(第16号様式の12)

(i) 省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法(小規模版)用)(第16号様式の13)

カ アの場合であつて、かつ、確認済証の交付を受けた住宅の計画について規則第3条の2に規定する軽微な変更を行った場合又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。)について建築物省エネ法施行規則第5条(建築物省エネ法施行規則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書(仕様基準用)(第16号様

告書(標準入力法等用)

イ モデル建物法(省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。)により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)(第16号様式の9)及び市長が別に定める省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)

【追 加】

【追 加】

式の14)

キ イの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）（第16号様式の15）

ク ウの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算法用）（第16号様式の16）

ケ エ又はオの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅）（第16号様式の17）

【追 加】

ウ ア又はイの場合において、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条（第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第16号様式の10）

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第6条)

宣 言 書

		年 月 日	
建 築 主 事		建築主又は設計者 住 所 氏 名 電 話 — —	
		〔 法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。			
1 提出予定の評価書等 又はその写しについて	☐ （１）設計住宅性能評価書 ☐ （２）長期優良住宅建築等計画の認定通知書 ☐ （３）長期使用構造等である旨の確認書		
2 設計住宅性能評価等の 申請状況について	☐ 申請済 申請年月日 (年 月 日) ☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日) 申請先の名称 及び所在地※ ※ 申請先の名称について、１の（１）、（３）を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、１の（２）を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。 ※ 所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。		
受付欄	記載欄		
	設計住宅性能評価書等の提出等 ☐ 提出有 (提出日 年 月 日) ☐ 提出無 (本書の取下げ) ☐ その他 ()		

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 (第13条)

建 築 工 事 施 工 計 画 報 告 書

年 月 日

建築基準法第１２条第５項の規定に基づき、次のとおり建築工事施工計画を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

様

代表となる工事監理者 住 所
 会社名
 氏 名

工事施工者 住 所
 会社名
 氏 名

電 話 — —
() 級建築士事務所()登録第 () 号
() 級 建 築 士()登録第 () 号
電 話 — —
建設業の許可 大臣・知事 第 () 号

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名 電 話 — —

(1) 工事現場	名 称		工区棟	工事の種類	新築・増築・改築
	所在地				
(2) 構造設計者	氏 名		所 属 会 社		電話 — —
(3) 現場代理人(所长)	氏 名		現 場 事 務 所		電話 — —
(4) 階 数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(5) 建築面積	m ²	(6) 延べ面積	m ²
(7) 構 造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）				
(8) 高 さ	軒高 m 最高 m		(9) 確認済証交付機関		
(10) 確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第 号		
(11) 計画変更年月日及び番号		年 月 日 年 月 日	第 号 第 号		
(12) 構造計算の方法		(X) ルート（ ）、(Y) ルート（ ）、その他（ ）			
構造（種）と	ＲＣ造・ＷＲＣ造	階から 階まで	使用部位	Pcα・HPCα	
	S R C 造	階から 階まで		PC	
	S 造	階から 階まで		CFT	
		階から 階まで			
認定材料	(15) コンクリート				※ 受 付 欄
	鋼 材 等				
	免震・制振部材				
	そ の 他				

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

第16号様式の2及び第16号様式の3を次のように改める。

第 16 号様式の 2（第 15 条の 3）

建築工事施工結果報告書（中間・完了）

次のとおり建築工事施工結果を報告します。 この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
年 月 日					
様					
代表となる工事監理者		住 所	電 話 — —		
		会社名	()級建築士事務所()登録第()号		
		氏 名	()級建築士()登録第()号		
工事施工者		住 所	電 話 — —		
		会社名	建設業の許可 大臣・知事 第()号		
		氏 名	(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
品質窓口責任者		氏 名	電 話 — —		
次の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。					
建築主		住 所	電 話 — —		
		会社名			
		氏 名	(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		

(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号		年 月 日 第 号			
(2) 工 事 現 場	名 称		工 区 棟	工 事 の 種 類	新築・増築・改築
	所 在 地				
(3) 構 造 設 計 者	氏 名		所 属 会 社	電 話 — —	
(4) 現場代理人(所長)	氏 名		現場事務所	電 話 — —	
(5) 階 数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(6) 建 築 面 積	m ²	(7) 延 べ 面 積	m ²
(8) 構 造	木造・S 造・RC 造・WRC 造・SRC 造・混構造(造＋ 造)・その他()				
(9) 高 さ	軒高 m 最高 m	(10) 確認済証交付機関			
(11) 確認・計画通知年月日及び番号		年 月 日 第 号			
(12) 計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号 年 月 日 第 号			
(13) 構 造 計 算 の 方 法		(X)ルート()、(Y)ルート()、その他()			
(14) 計画変更以降の 軽微な変更（構造 関係規定）		※ 受 付 欄			

注意 ※印のある欄は記入しないでください。

第 16 号様式の 3 削除

第 16 号様式の 8 から第 16 号様式の 10 までを次のように改める。

第16号様式の8（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書(仕様基準用)

年 月 日

府中市長

代表となる工事監理者 住 所 電 話 — —
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 工事施工者 住 所 電 話 — —
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
 建築主 住 所 電 話 — —
 氏 名
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木 造 ・ S 造 ・ RC 造 ・ WRC 造 ・ SRC 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階 ・ 地下 階 ・ PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号－1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等－1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲(鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況(附属部材やひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備換気	換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備照明	非居室の証明設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備給湯	給湯設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の9（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書(仕様・計算併用法用)			
年 月 日			
府中市長			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — () 級建築士事務所 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号	
建築主	住 所 氏 名	電 話 — —	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計 画 変 更 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
構造	木 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ W R C 造 ・ S R C 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()		工事 種別
規模	地 上 階 ・ 地 下 階 ・ P H 階 建築面積 m ² ・ 延面積 m ² ・ 最高の高さ m		用途
仕様・計算併用法の種別		☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準	
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法 (小規模版) ☐ 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号－1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等－1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

[外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合]				
報告内容 (次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (附属部材やひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設備 照明	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(第5面)

[外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合]				
報告内容（次の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（附属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(第6面)

設 換 備 気	換気設備の仕様及び設置 状況		A ・ B ・ C	適 ・ 不適
設 照 備 明	非居室の照明設備の仕様 及び設置状況		A ・ B ・ C	適 ・ 不適
設 給 備 湯	給湯設備の仕様及び設置 状況		A ・ B ・ C	適 ・ 不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の10（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書(標準計算法用)			
			年 月 日
府中市長			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号	
建築主	住 所 氏 名	電 話 — —	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計 画 変 更 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
構 造	木 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ W R C 造 ・ S R C 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()		工事 種別
			新築・増築・改築
規 模	地 上 階 ・ 地 下 階 ・ P H 階 建築面積 m ² ・ 延面積 m ² ・ 最高の高さ m		用 途
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号－1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等－1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

報告内容（次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（附属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適

(第5面)

コ ー ジ エ ネ レ ー シ ョ ン 設 備	(1) コーージェネレーショ ン機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の10の次に次の7様式を加える。

第16号様式の11（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）			
			年 月 日
府中市長			
代表となる工事監理者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号	
工事施工者	住 所 会社名 氏 名	電 話 — — 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号	
建築主	住 所 氏 名	電 話 — —	
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	
計 画 変 更 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
構 造	木 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ W R C 造 ・ S R C 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()		工事 種別
			新築・増築・改築
規 模	地上 階 ・ 地下 階 ・ P H 階 建築面積 m ² ・ 延面積 m ² ・ 最高の高さ m	用 途	
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版）	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号－1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等－1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

報告内容（次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(第4面)

	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※注意7参照）		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) 太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様及び排熱利用先		A・B・C	適・不適

(第5面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第16号様式の12（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）

年 月 日

府中市長

代表となる工事監理者	住 所	電 話	—	—
	会社名	() 級建築士事務所 () 登録第 () 号		
	氏 名	() 級 建 築 士 () 登録第 () 号		
工事施工者	住 所	電 話	—	—
	会社名	建設業の許可 大臣・知事 第 () 号		
	氏 名	() 級 建 築 士 () 登録第 () 号		
建築主	住 所	電 話	—	—
	氏 名			
	(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			

次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木 造 ・ S 造 ・ RC 造 ・ WRC 造 ・ SRC 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階 ・ 地下 階 ・ PH 階			用途	
	建築面積 m ² ・ 延面積 m ² ・ 最高の高さ m				
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号－1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号－3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等－1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等－3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

報告内容（次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空調設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発電設備 太陽光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

第16号様式の13（第15条の3）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）

年 月 日

府中市長

代表となる工事監理者	住 所	電 話	—	—
	会社名	() 級建築士事務所	() 登録第	() 号
	氏 名	() 級 建 築 士	() 登録第	() 号
工事施工者	住 所	電 話	—	—
	会社名	建設業の許可 大臣・知事	第	() 号
	氏 名	() 級 建 築 士	() 登録第	() 号
建築主	住 所	電 話	—	—
	氏 名	(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		

次のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木 造 ・ S 造 ・ RC 造 ・ WRC 造 ・ SRC 造 ・ 混構造 (造 + 造) ・ その他 ()			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階 ・ 地下 階 ・ PH 階			用途	
	建築面積 m ² ・ 延面積 m ² ・ 最高の高さ m				
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(第2面)

適合判定通知書	
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
計画変更	
変更計画書 番号ー1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号ー2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号ー3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
軽微な変更	
軽微変更番号等ー1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等ー2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等ー3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
総合所見	

(第3面)

報告内容 (次の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況 (ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 省エネ制御等の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発電設備 太陽光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第 1 6 号様式の 1 4 （第 1 5 条の 3）

（第 1 面）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準用）

年 月 日

府中市長

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容	
	☐ 建築基準法施行規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備考	
（注意） 1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第 2 面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 3 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁又は登録省エネ適合性判定機関による適合性判定が必要となりますのでご注意ください。		受付欄

(第2面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・ 変更内容

- ☐ 断熱構造とする部分の変更
- ☐ 外皮の断熱性能等の変更
- ☐ 開口部の断熱性能等の変更
- ☐ その他 ()

・ 具体的な変更の記載欄

・ 添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容		
☐	暖房設備 変更内容記入欄	
☐	冷房設備 変更内容記入欄	
☐	全般換気設備 変更内容記入欄	
☐	照明設備 変更内容記入欄	
☐	給湯設備 変更内容記入欄	
・添付図書等		
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。		

第 16 号様式の 15（第 15 条の 3）

（第 1 面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）

年 月 日

府中市長

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 確認済証交付年月日・番号	
4 仕様・計算併用法の種別	☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準
5 軽微な変更の内容	
〔仕様基準〕 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 〔標準計算法〕 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
6 備考	
（注意） 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「5 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第 2 面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。A にチェックした場合には第 4 面に、B にチェックした場合には第 5 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。C にチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第2面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・ 変更内容

- ☐断熱構造とする部分の変更
☐外皮の断熱性能等の変更
☐開口部の断熱性能等の変更
☐その他（

・具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容		
☐	暖房設備 変更内容記入欄	
☐	冷房設備 変更内容記入欄	
☐	全般換気設備 変更内容記入欄	
☐	照明設備 変更内容記入欄	
☐	給湯設備 変更内容記入欄	
・添付図書等		
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。		

(第4面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

- ☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第5面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]	
・変更前のB E I = () ≤ 0.9	
・変更内容 次の①又は②に該当する変更	
☐ ① 床面積	
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減	
・変更前の U_A 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$ 、 変更前の η_{AC} 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$	
☐ ② 外皮面積の合計に変更がなく、外皮に係る変更で次のいずれか	
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更	
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

第16号様式の16（第15条の3）

(第 1 面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算法用）

年 月 日

府中市長

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5	備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 軽微な変更の内容」において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		受付欄

(第2面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

- ☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]	
・変更前のBEI = () ≤ 0.9	
・変更内容 次の①又は②に該当する変更	
☐ ① 床面積	
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減	
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9、 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9	
☐ ② 外皮面積の合計に変更がなく、外皮に係る変更で次のいずれか	
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更	
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

第16号様式の17（第15条の3）

(第1面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅）

年 月 日

府中市長

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	軽微な変更の内容 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5	備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 軽微な変更の内容」において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		受付欄

(第2面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容

- ☐建築物の高さ又は外周長の減少
☐外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
☐空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）
☐エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
☐その他（ ）

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更前の B E I = () ≤ () × 0.9		
・変更となる設備の概要		
☐	空気調和設備 変更内容記入欄	
☐	機械換気設備 変更内容記入欄	
☐	照明設備 変更内容記入欄	
☐	給湯設備 変更内容記入欄	
☐	太陽光設備 変更内容記入欄	
・添付図書等		
☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 仕様書 ☐ 機器表 ☐ 仕様シート ☐ その他（ ）		
(注意)		
変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第３面別紙に必要な事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。		

(第3面)別紙

[空調設備関係]	
次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更	
イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5％を超えない場合に限る。）又は減少	
・外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について5％を超えない増加の確認	
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％	
・窓の平均熱貫流率又は窓の平均日射熱取得率について5％を超えない増加	
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％	
ロ 熱源機器の平均効率の10％を超えない低下	
・平均熱源効率（冷房平均COP）	
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）％	
・平均熱源効率（暖房平均COP）	
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）％	

[換気設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

イ 送風機の電動機出力の10%を超えない増加

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%認

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

ロ 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

室用と（ 駐車場 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

室用途（ 厨房 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

[照明設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、単位床面積当たりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

単位床面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第3面)別紙4

[給湯設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途ごとに、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%

湯の使用用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%

湯の使用用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%

湯の使用用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%

[太陽光発電関係]	
次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更	
イ 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減小	
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %	
ロ パネル方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更	
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更	
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。